

令和 2 年第 3 回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行			改 正 後			
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)			
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額	
略						
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300円	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300円
	住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円	住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円	住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円
	住民票の写しの広域交付手数料	1通につき	300円	住民票の写しの広域交付手数料	1通につき	300円
	除票の写しの交付手数料	1通につき	300円	除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	除票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円	除票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円
	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300円	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
	個人番号の通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円	削る。		
	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
	身分証明手数料	1通につき	300円	身分証明手数料	1通につき	300円
	略					

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市介護保険条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症その他災害の影響により収入が減少したこと等による介護保険料について、納期到来済みの介護保険料であっても減免申請の対象とするため、改正を行うものである。

2 改正内容

減免申請の期限は、第9条第2項において普通徴収の場合は納期限の7日前までとし、特別徴収の場合は特別徴収月の前前月の15日までとしている。

災害その他やむを得ない事由があると認められる場合について、減免申請期限の例外規定を設ける。

3 施行期日

公布の日

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改 正 後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対する傷病手当金の支給について、熊本県後期高齢者医療広域連合において熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正が行われたことから、広域連合が支給する傷病手当金に係る申請書を本市で受け付けるため、改正を行うものである。

2 改正内容

第2条の市が処理する事務に、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加える。

3 施行期日

公布の日

荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(市が処理する事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>	<p>(市が処理する事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 <u>(1) 排水区域面積は、1,520.8ヘクタールとする。</u></p> <p><u>(2) 排水人口は、43,000人とする。</u></p> <p><u>(3) 1日最大処理能力は、23,400立方メートルとする。</u></p>	<p>(経営の基本) 第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 <u>(1) 予定処理区域は、本市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域内とする。</u></p> <p><u>(2) 予定処理区域人口は、35,900人とする。</u></p> <p><u>(3) 1日最大処理能力は、18,250立方メートルとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア 初診に係る選定療養費 イ 略 立 略 エ 略 (4)～(8) 略 2 略</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料（消費税及び地方消費税を含む。）は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア 初診に係る選定療養費 イ <u>再診に係る選定療養費</u> 立 略 エ 略 (4)～(8) 略 2 略</p>
<p>1,650円</p>	<p>5,500円 <u>2,750円</u></p>

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

議第53号資料

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（総務課）	3,000			3,000		□下水道施設特許による職員職務発明実 施補償金 ・補償金 3,000 (財源) ・ベルト型ろ過濃縮機不実補償料 (23,697)
	特別職人件費	△ 1,873				△ 1,873	□特例条例の施行に伴う市長及び副市長 の期末手当の減額等 ・期末手当 △1,529 ・共済組合負担金 △344
	基金費（総合政策課）	9,001				9,001	□荒尾子ども未来基金の積立て ・積立金 9,001
	地域公共交通活性化事業費	12,385	6,192			6,193	□A I オンデマンド型相乗りタクシーの 開始（令和2年10月から） ・オンデマンド型相乗りタクシープロ ジェクトサポート業務委託料 4,906 ・オンデマンド型相乗りタクシー車両 ラッピング等業務委託料 314 ・オンデマンド型相乗りタクシー周知チ ラシ等作成業務委託料 87 ・備品購入費 337 ・オンデマンド型相乗りタクシー運行等 補助金 6,741 (財源) ・地方創生推進交付金 6,192
	コミュニティ助成事業費	2,400			2,400		□コミュニティ無線放送システムの整備 補助（牛水下区） ・コミュニティ助成事業助成金 2,400 (財源) ・コミュニティ助成金 2,400
	情報化対策推進事業費	11,277				11,277	□コンビニエンスストアでの収納業務開 始に向けた取組及びマイナンバーを利用 した情報連携システムの間接サーバー更 新に伴う既存ネットワークの設定変更 ・印刷製本費 1,267 ・コンビニ納付対応住民情報システム改 修委託料 9,350 ・中間サーバーVPN装置入替えに伴う 既存ネットワーク設定変更作業委託料 660
	ふるさと応援寄附金推進費	1,112				1,112	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 849 ・期末手当 56 ・健康労働保険料 181 ・費用弁償 26
	エネルギーマネジメント推進事 業費	380,435	285,326	95,100		9	□荒尾総合文化センターへの太陽光発電 設備及び蓄電池の設置 ・蓄電池等導入委託料 380,435 (財源) ・国庫補助金 285,326 ・防災施設整備事業債 95,100
	コンビニ収納システム導入事業 費	188				188	□コンビニエンスストアでの収納業務開 始に向けた取組 ・コンビニ収納システム接続試験委託料 188
荒尾総合文化センター施設改修 費	11,517		4,200		7,317	□楽屋雨漏り防水改修及び非常用自家発 電設備更新 ・修繕費 6,400 ・工事施工に伴う委託料 5,117 (財源) ・防災施設整備事業債 4,200	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	個人番号カード交付事業費	6,005	6,005				□交付金上限見込額の増 ・通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 6,005 (財源) ・国庫補助金 6,005
	個人番号カード交付円滑化推進事業費	1,877	1,871		6		□マイナンバーカード普及のための申請支援の実施(会計年度任用職員1人任用等) ・非常勤職員報酬 1,132 ・期末手当 111 ・健康労働保険料 217 ・費用弁償 57 ・消耗品費 18 ・郵便料 321 ・備品購入費 21 (財源) ・国庫補助金 1,871
	マイナポイント利用環境整備事業費	1,588	1,588				□マイナポイント利用環境整備のためのID設定支援の実施(会計年度任用職員1人任用等) ・非常勤職員報酬 1,132 ・期末手当 111 ・健康労働保険料 217 ・費用弁償 57 ・消耗品費 65 ・広報個別配送委託料 6 (財源) ・国庫補助金 1,588
	2款計	438,912	300,982	99,300	5,400	33,230	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 7,634				△ 7,634	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金△7,634
	介護保険特別会計繰出金	△ 103				△ 103	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 △103
	障害者福祉総務費	2,270	1,702			568	□サービス利用者の増 ・扶助費 2,270 (財源) ・国庫負担金 1,135 ・県負担金 567
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 1,093				△ 1,093	□特別会計人件費等補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △1,093
	生活保護総務費	297				297	□健康管理支援事業の実施に向けたレセプト管理システムの利用 ・使用料 297
	3款計	△ 6,263	1,702	0	0	△ 7,965	
4 衛生費	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	360				360	□長洲町と連携したウォーキング・サイクリングコースの整備検討等 ・荒尾長洲地域資源活用推進協議会負担金 360
	し尿処理費	4,355				4,355	□コンビニエンスストアでの収納業務開始に向けた取組 ・印刷製本費 43 ・し尿システム改修委託料 4,312
	水道事業会計支出金	29,700		29,700			□中央水源地自家発電設備更新に対する出資 ・水道水源施設出資金 29,700 (財源) ・上水道事業出資債 29,700

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	4 款計	34,415	0	29,700	0	4,715	
7 商 工 費	プレミアム付商品券事業費	14,160				14,160	□令和元年度国庫補助金の精算 ・返還金 14,160
	特産品開発事業費	5,944	2,853			3,091	□道の駅あらお（仮称）開業に向けた特産品の開発等 ・普通旅費 26 ・特産品開発等推進業務委託料 5,918 (財源) ・地方創生推進交付金 2,853
	7 款計	20,104	2,853	0	0	17,251	
8 土 木 費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	3,429				3,429	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 3,429
	8 款計	3,429	0	0	0	3,429	
9 消 防 費	消防団員費	6,663			6,663		□消防団員退職報償金（23人分） ・報償金 6,663 (財源) ・共済基金 6,663
	消防施設新設費	1,400				1,400	□配水管布設工事に伴う消火栓の設置（2基） ・消火栓新設負担金 1,400
	防災情報伝達システム設備整備事業費			12,600		△ 12,600	□起債対象経費の見込額の増に伴う財源充当 (財源) ・防災施設整備事業債 12,600
	9 款計	8,063	0	12,600	6,663	△ 11,200	
10 教 育 費	小学校施設改修費	41,631		31,200		10,431	□平井小学校法面改修工事 ・工事請負費 41,631 (財源) ・小学校施設整備事業債 31,200
	中学校施設改修費	1,650				1,650	□海陽中高架水槽の漏水修繕 ・修繕費 1,650
	中学校フリースクール事業費	354	1,000			△ 646	□県補助メニューの活用による財源充当及び視察の実施 ・費用弁償 256 ・普通旅費 76 ・消耗品費 22 (財源) ・県補助金 1,000
	いきいき芸術体験教室事業費	141				141	□県実施事業を活用した小・中学校における舞台芸術の鑑賞及び体験 ・公演委託料 141
	10 款計	43,776	1,000	31,200	0	11,576	
12 公 債 費	長期債元金償還金				△ 57	57	□公営住宅の管理事務に係る人件費の増額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 △57
	12 款計	0	0	0	△ 57	57	
	款 合 計	542,436	306,537	172,800	12,006	51,093	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	各款職員等人件費	△ 4,096	466		△ 490	△ 4,072	(財源) ・住宅使用料現年分 57 ・国庫補助金 466 ・長洲町学校給食受託事業収入 △532 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員 人件費負担金 △15
	補 正 額	538,340	307,003	172,800	11,516	47,021	一般財源 ・不実施補償料 20,697 ・財政調整基金繰入金 26,324
	補正前の額	28,877,560	12,052,086	1,324,600	1,289,393	14,211,481	
	合 計	29,415,900	12,359,089	1,497,400	1,300,909	14,258,502	

令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 県支出金	保険給付費等交付金	5,571,805	20,598	5,592,403	事務処理標準システム導入特別交付金
6款 繰入金	一般会計繰入金	645,854	△ 7,634	638,220	人事異動等に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	745,854	△ 7,634	738,220	
その他		1,017,693	0	1,017,693	
歳入合計		7,335,352	12,964	7,348,316	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	98,356	12,964	111,320	事務処理標準システム導入負担金 20,598 人事異動等に伴う減額 △7,634
	その他	16,605	0	16,605	
	計	114,961	12,964	127,925	
その他		7,220,391	0	7,220,391	
歳出合計		7,335,352	12,964	7,348,316	

令和2年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,006,075	△ 156	1,005,919	人事異動等に伴う減額
	その他	103,021	0	103,021	
	計	1,109,096	△ 156	1,108,940	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,647	△ 261	53,386	人事異動等に伴う減額
	その他	1,554,100	0	1,554,100	
	計	1,607,747	△ 261	1,607,486	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,823	△ 130	26,693	人事異動等に伴う減額
	その他	841,475	0	841,475	
	計	868,298	△ 130	868,168	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	53,253	31	53,284	人事異動等に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,831	△ 134	26,697	人事異動等に伴う減額
	その他	1,025,621	0	1,025,621	
	計	1,105,705	△ 103	1,105,602	
10款 繰越金	繰越金	1	2	3	令和元年度繰越金
その他		1,642,376	0	1,642,376	
歳入合計		6,333,223	△ 648	6,332,575	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	114,443	△ 650	113,793	人事異動等に伴う減額 介護保険係職員分 31 地域包括支援センター職員 分 △681
	その他	57,113	0	57,113	
	計	171,556	△ 650	170,906	
6款 基金積立金	基金積立金	88	2	90	介護給付費準備基金利子積立て
その他		6,161,579	0	6,161,579	
歳出合計		6,333,223	△ 648	6,332,575	

介護保険特別会計予算は6,356,532千円で、その内訳は、保険事業勘定6,333,223千円、介護サービス事業勘定23,309千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を648千円減額しますので、1号補正後介護保険特別会計予算は6,355,884千円となります。

令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	40,109	△ 1,093	39,016	人事異動等に伴う減額
	その他	218,681	0	218,681	
	計	258,790	△ 1,093	257,697	
6款 諸収入	雑入	7,942	92	8,034	派遣職員の人事異動等に伴う増額
	その他	28,427	0	28,427	
	計	36,369	92	36,461	
その他		558,840	0	558,840	
歳入合計		853,999	△ 1,001	852,998	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	43,335	△ 1,120	42,215	人事異動等に伴う減額 高齢者医療係職員分 △1,212 派遣職員分 92
	徴収費	4,358	119	4,477	コンビニ収納実施準備に伴う増額
	計	47,693	△ 1,001	46,692	
その他		806,306	0	806,306	
歳出合計		853,999	△ 1,001	852,998	

令和2年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	164,051	3,429	167,480	人事異動等に伴う増額
その他		618,930	0	618,930	
歳入合計		782,981	3,429	786,410	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	86,650	3,429	90,079	人事異動等に伴う増額
その他		696,331	0	696,331	
歳出合計		782,981	3,429	786,410	